

納税は安全で便利な口座振替をご利用ください

市税は定められた納期限内に、納税者の皆さんに自主的に納めていただくものです。納期限内納付にご協力ください。口座振替は、納期限の日に自動的に引き落として納税する安全で便利な方法です。ぜひ、ご利用ください。

口座振替ができる税金

◆固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税（普通徴収）・市県民税（普通徴収）

取扱金融機関（本店・各支店）

◆常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・結城信用金庫・茨城県信用組合・中央労働金庫・茨城中央農業協同組合・ゆうちょ銀行

申込方法

◆通帳とお届け印を持参の上、取扱金融機関または郵便局の窓口にお申し込みください。

※市外の取扱金融機関または郵便局でも手続きができますが、申込用紙が必要になりますので、納税課へご連絡ください。

振替日

◆各期の納期限日になりますので、前日までに預金残高の確認をお願いします。

※振替開始は、申込みの翌月（ゆうちょ銀行は翌々月）以降になります。

※随時分については、口座振替できませんので、納税通知書に同封されている納付書で納めてください。

口座振替できなかった場合

◆口座振替不能通知兼納付書を送付します。すでに納期限が過ぎていますので、納付書裏面の金融機関等（コンビニエンスストア・郵便局不可）にて速やかに納付してください。固定資産税および市県民税で全期前納を申し込ま

れた方は、第1期分のみ納付書を送付し、第2期以降は、各期の納期限日に期別ごとに振替します。

口座振替納付済通知書

◆年2回（9月と翌年3月）に納付済通知書を送付します。軽自動車税は、6月に納付済通知書および納税証明書を送付します。

口座振替の変更・解約

◆新規の申込みと同様に、各金融機関または郵便局の窓口にお申し込みください。

※次の場合は、再度申込みが必要です。

- ・固定資産税・軽自動車税について、売買や相続等で所有者が変わった場合
- ・固定資産税について、共有者や共有持分が変わった場合

問合せ

納税課 内線121

税務署からのお知らせ 相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要なお手続き（更正の請求または確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。水戸税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

【問合せ】 水戸税務署個人課税部門
Tel 029-231-4211(代表)